

## 【保有個人データに関する開示等の手続き】

### 1 会社の名称

トマトカード株式会社

### 2 すべての保有個人データの利用目的

【利用目的】をご参照ください。

### 3 「開示等の求め」に応じる手続き等に関する事項

当社では、保有個人データの本人またはその代理人からの「開示」「訂正等」「利用停止等」の求めに対応させていただきます。

#### (1)開示の求めの対象となる項目

##### ①保有個人データ

下記 a,b の個人データのうち、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を応じることのできる権限を有する一定の個人データ(電算処理だけでなく、ファイリングされたマニュアル情報も含まれる)を指すこととします。

- a. 当社の事業活動等に伴い収集・保有・利用している保有個人データ
- b. 本人の支払能力に関する保有個人データ

##### ②保有個人データから除外するもの

上記にあてはまっても、下記に該当する場合は、保有個人データからは除外させていただきます。

- a. 6ヶ月以内に消去するもの(更新することは除く)
- b. 存否が明らかになることにより、公共その他の利益が害されるもの

##### ③開示するデータ項目

###### a. 本人の属性

氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、性別 等

###### b. 利用等に関する内容

会員番号、契約年月日、契約の種類、利用枠、有効期限、利用残高、支払状況 等

###### c. 保有個人データの提供(登録)の事実

保有個人データを開示した後に、保有個人データの保有期間内に当該データを自社外の者に提供(登録)したか否かの事実関係につき、あらかじめ同意を取得した下記の範囲について、その事実関係を開示させていただきます。

イ、個人信用情報機関 ロ、提携会社等 ハ、加盟店 ニ、加盟店信用情報機関

###### d. 保有個人データの収集元

###### e. 開示しないことができる場合

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示と決定した場合は、その旨を本人に通知申し上げ、その理由を本人に対し説明させていただきます。

- i. 申請書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所・当社の登録住所が一致しないときなど本人が確認できない場合

- ii. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- iii. 所定の申請書類に不備があった場合
- iv. 「開示の求め」の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- v. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- vi. 与信審査等において、評価に利用した情報の全てを開示することによって、与信審査制度の維持に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- vii. 他の法令に違反することとなる場合
- f. 開示を拒否することができる場合

与信業者等が開示請求を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときに、開示請求者がその手続きに従わなかった場合は、開示を拒否させていただきます。

(2)訂正等・利用停止等の請求の対象

お客様から、お客様についての保有個人データに誤りがあり事実でないという理由によって、訂正等（訂正・追加・削除）を求められた場合若しくは、同意のない目的外利用、不正な取得、同意のない第三者提供されているという理由により利用停止等（利用停止・消去・第三者への提供の停止）を求められた場合は、調査を行い請求理由が正しいものであると確認できた場合には訂正等・利用停止等に応じます。

(3)「開示等の求め」の申出先

〒700-0821

岡山県岡山市北区中山下 1-9-1

トマトカード株式会社 管理部

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00（ただし、12月31日～1月3日、

5月3日～5月5日、および祝日、振替休日、国民の休日を除く）

電話番号 086-231-8131

(4)「開示等の求め」に際して提出すべき書類等

①来社又は郵送の場合に必要な書類

書類名	本人	法定代理人	任意代理人
①当社所定の請求書 ・個人情報開示請求書 （本人、法定代理人用、任意代理人用） ・保有個人データの訂正等に関する請求書 ・保有個人データの利用停止等に関する請求書	○	○	○
②本人又は代理人自身を証明するための書類	○	○	○
③代理人の資格を証明するための書類	—	○	○

②本人又は代理人自身を証明するための書類

（ご来社の場合）

本人又は代理人自身を証明するための書類（原本・有効期限内、又は発行日から3ヶ月以内）として、以下のものが上げられます。また、写真なし証明書（原本）の場合は2種類以上提出していただきます。

写真付き	運転免許証	写真なし	健康保険証
	旅券(パスポート)		国民年金手帳
	写真付き住民基本台帳カード・個人番号カード		厚生年金手帳
	在留カードまたは特別永住者証明書		* 戸籍謄本(抄本)
	船員手帳		* 住民票
	その他公的機関が発行する 写真付証明書		* 実印と印鑑登録証明書
			その他公的機関が発行する証明書

\* 印は公的機関の発行した原本(発行日から3ヶ月以内)での対応が必要となります。

(郵送の場合)

請求書に実印を押し、印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内)原本をお送りください。

(5) 代理人の資格を証明するための書類

代理人の資格を証明するための書類(発行日から3ヶ月以内)として、以下のものが上げられます。

開示請求者(代理人)		代理人の資格を証明するための書類(例)
①法定代理人	親権者	本人との関係が証明できる戸籍謄本、又は住民票
	未成年後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本、又は裁判所の選任決定書(写し)、又は後見登記の登記事項証明書
	成年後見人	裁判所の選任決定書(写し)、又は後見登記の登記事項証明書
②任意代理人		開示請求の委任状(本人が自己の保有個人データの開示等の求めを代理人に委任したもので、本人が署名し実印を捺印したもの)、および本人の印鑑登録証明書

(6) 「開示等の求め」の手数料および徴収方法

データベース化されている状態で保有個人データを抽出することが可能な場合の開示手数料	一通 1,650円(税込)
---	---------------

(手数料の徴収方法)

開示に要する手数料は、原則として本人・代理人が開示請求を行ったときに徴収させていただきます。

なお、開示した結果、個人データに誤り等があり、当該データの訂正等を行った場合には、徴収した手数料を返金させていただきます。

○手数料の徴収方法 下記いずれかによりお支払いいただきます。

- ・郵送の際に、開示請求者が郵便局発行の小為替を同封
- ・クレジットカードでの支払い

(7) 「開示等の求め」に対する回答方法

申請者の申請書記載住所宛に書面によってご回答申し上げます。

本人からの開示請求に対する回答期間は、原則として10営業日以内(郵送に要する日数は除く)を目安としてご回答申し上げます。また、調査に日数を要して10営業日を超える場合は、開示請求者に対してその旨をご通知申し上げます。

#### 4 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

〒700-0821

岡山県岡山市北区中山下1-9-1

トマトカード株式会社 お客様相談室

受付時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00(ただし、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、および祝日、振替休日、国民の休日を除く)

電話番号:086-231-8131